

○財務省告示第三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年十二月十一日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百二十五回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込 金		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	の
面	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
金	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
五	円	円	額	額	込 募 各 当 も 各	価 一	一
万	千	千	面	面	み 限 国 てる の 申	格 国	国
円	三	三	金	金	の 度 債 る か 込	競 債	債
	百	百	額	額	応 額 の 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応	争 市	市
	十	十	で	で	募 額 の 場 特 別 参 加 者 各 の 応	場 場	場
	五	五	四	一	額 を 割 内 にお いて 各 申	特 特	特
	億	億	千	兆	を 割 内 にお いて 各 申	別 別	別
	千	千	三	八	を 割 内 にお いて 各 申	参 参	参
	四	四	百	千	を 割 内 にお いて 各 申	加 加	加
	十	十	十	六	を 割 内 にお いて 各 申	行 行	行
	六	六	二	百	を 割 内 にお いて 各 申	「 と いう 。	「 と いう 。
	万	万	億	八	を 割 内 にお いて 各 申	と いう 。	と いう 。
	四	四	十	十	を 割 内 にお いて 各 申	。	。
	千	千	二	七	を 割 内 にお いて 各 申	。	。

